

「提訴に当たっての意見陳述」

平成24年7月4日

名古屋地方裁判所豊橋支部 裁判長様

原告 西野 友章
同 西野 光美

私たち遺族の思いを裁判長様に伝えたく、また多くの皆様方に、なぜ裁判に至ったかをご理解頂きたく、意見陳述を致します。

あの日元気に「行ってきます」と言って、章南中学校に行った私たちのひとり娘、花菜は、二度と帰れなくなりました。あの日以来、生きる希望を失くしながらも、多くの方々の支えを頂き、家内と二人、前を向こうとしている日々が続いています。しかし残念ながら、落ち度のないいのちが亡くなったことに対して、そのいのちを預かった豊橋市からは、明確な謝罪を未だに頂いていないことが、今でも私たちにとって大きな辛さとなっています。

私たちは一昨年秋に、娘がなぜ死んだのか、その原因を知りたく、豊橋市議会にその原因究明を求め請願書を提出しました。また、豊橋市教育委員会に対しても、事故の事実関係について質問をさせていただきました。しかしいずれも満足のいく回答は得られませんでした。このままでは、豊橋市は、娘の死について何も責任を感じないまま、忘れてしまうのではないかと、強い不安を感じました。そこで、今年3月に、豊橋市の責任を明確にするため、学校設置者の豊橋市長に謝罪を申し入れましたが、ここでも明確な回答を得ることはできませんでした。

私たちは、今強く感じています。

落ち度のないいのちが亡くなったことに、豊橋市はもっと真剣に考えて欲しいと。

私の娘は先生の言われたとおりにした結果、亡くなってしまいました。授業の一部を専門家に委託しても、あくまでも教育の主体は学校にあると考えます。当然学校が子どものいのちを率先して守らなければならないはずです。しかし豊橋市はそのことについて、曖昧のままにしています。

これから多くの方がこの豊橋市に子どもを預けなければならない中、今の豊橋市の姿勢のままでは、安心して子どもを預けることができないと強く感じています。学校が企画した正課の授業で、生徒のいのちを守るのは学校であるという当たり前のことを豊橋市に認識させ、このような悲しい事故が二度と起きないように努力し続けてもらうことこそが、娘の望んでいることと信じています。

この裁判はそんな思いから提訴させて頂きました。

その思いを述べる機会を与えて頂きありがとうございました。